

学校経営のポイント

“法科大学院制度”と“教職大学院制度”

若井 彌一

「専門職」(profession)と称される職業の範囲について一義的な定義があるわけではないが、医療、法律、教育(学校教育)の各分野の業務に従事する人々については、その養成・採用制度が、それぞれに相当程度整備されてきた。とはいえ、読者の多くが知っているように、法律・教育の2つに関しては、後継者の養成と採用のあり方をめぐって「改革の途中」にある。しかも、多分に混乱含みである。

法科大学院の入学定員の見直しと今後

「法科大学院」という制度は、専門職大学院設置基準(平成15年3月31日公布、文部科学省令第16号)において、「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院」(第18条第1項)として位置づけられている。

この法科大学院制度は、平成16年度からスタートした(74校が認可され、入学総定員約5,800人)。大学院修了者の70~80%が「新司法試験」に合格するという構想段階での目標(「司法試験制度改革審議会意見書」平成13年6月12日)とは、ほど遠い現実となっており、平成23年度新司法試験の合格者は2,063名であるが、合格率は年々下がり続けており、23.5%となった。

ちなみに、新司法試験の合格率推移は、平成18年度=48.25%、19年度=40.18%、20年度=32.98%、21年度=27.6%、22年度=25.4%、そして23年度が上記の数値である。毎年3,000人程度の合格者を出したいというのが、構想段階での目標であったわけであるが、このような合格率の低迷状態では、設置認可された法科大学院の質的水準に疑問が投げかけられてもやむを得ない。

各法科大学院別修了者(予定者)の合格率の高低に顕著な落差があることも明白となっており、旧司

法試験制度のもとでそれほどの実績を出していなかった大学の法科大学院の場合には、苦戦を強いられている。一面的に見れば、法科大学院を多く設置(認可)しすぎたという指摘もできるが、むしろ下がり続ける合格率の低下は、各大学院の教育の工夫と実践努力に期待されるところが大きいと見るのが妥当なのではないか。栄光は1日(短期)にして成らず、である。

目を転じて、教員養成の場合はどうか。教員養成については、法科大学院からやや遅れて平成20年度から教職大学院制度がスタートしている。

教員養成改革は中教審で審議中

教職大学院の設置・認可に関しては、「設置しすぎた法科大学院」という風評のあおりを受けて、20年度が19大学院、その後6大学院が設置されたものの、総計25大学院にとどまっている。

この教職大学院については、平成18年7月の中央教育審議会答申において、わが国の「大学における教員養成」改革をリードする役割が期待されているのだが、志願者(受験者)が伸びていない。修了しても、就職になにも有利にならないという冷めた現実的打算が大学生に強いことの反映かもしれない。もっとも、各「教職大学院」でどのような力をつけることができるのか、各大学院では、もっと内容と説明力豊かなPRに努めることも課題であろう。

現在、中央教育審議会が進められている教員の資質向上に関する審議がどのように展開するかが、教職大学院の今後に影響するところが大きいと想定される。説得力のある「大学院レベルでの教員養成」をいかに明確に打ち出せるか、委員の見識とご努力に期待し、注目したい。

(わかい・やいち=上越教育大学長)

●最新刊好評発売！最新の行政調査結果・資料等に基づき初期対応から事後処理まで平易に解説！

改訂版 《ケーススタディ》教育法規

坂田 仰(日本女子大学教授)／河内祥子(福岡教育大学准教授)【共著】 A5判 224頁／定価 2520円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)